

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年九月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月三日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 昌 行

<p>路 線 名</p>	<p>さいたまふじみ野所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>ふじみ野市上福岡二丁目一五八二番 二地先から同市上福岡三丁目一五 八番一地先まで（ただし、関係図面 に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和六年九月三日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十年三月二十八日付け埼玉県 川越県土整備事務所長告示第三十三 号、平成三十年十月二十六日付け埼 玉県川越県土整備事務所長告示第十 四号で告示した道路予定区域の一部 供用開始である。延長二六二・一六 メートル</p>